

MUJI BASE OIKAWA 法人研修利用約款

MUJI BASE OIKAWA は、豊かな自然環境や地域資源を活かし、企業・団体等による研修、合宿、ワークショップ、チームビルディング、体験プログラムその他の活動の場を提供しています。本約款は、株式会社良品計画（以下「当社」といいます）が運営する MUJI BASE OIKAWA（以下「当施設」といいます）において、法人、団体その他の事業者のお客様にご利用いただく際の条件を定めるものです。

利用契約者は、本約款に同意の上で利用を申し込み、本約款を遵守するものとします。

第1条（適用範囲）

1. 当社が当施設において提供する宿泊、研修、ワークショップ、講義、体験プログラム、施設利用その他これらに付随するサービス（以下「研修等」といいます）の利用には、本約款が適用されます。
2. 当社が申込書、見積書、利用案内その他の書面又は電磁的方法によって個別条件を定めた場合、当該条件は本約款の一部を構成します。
3. 個別条件と本約款に矛盾がある場合は、個別条件を優先します。

第2条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は以下のとおりとします。

- ① 「利用契約者」とは、当社と利用契約を締結する法人、団体又は事業者をいいます。
- ② 「申込担当者」とは、利用契約者を代表して申込みを行う者をいいます。
- ③ 「参加者」とは、利用契約者の役職員、講師、委託先その他実際に施設を利用する者をいいます。
- ④ 「利用契約」とは、本約款に基づき当社と利用契約者との間で成立する契約をいいます。

第3条（利用契約の申込み）

利用契約者は、当社所定の申込書その他当社が指定する方法により申込みを行うものとします。

第4条（利用契約の成立等）

1. 利用契約は、当社が申込みを承諾した時点で成立します。
2. 利用内容の変更、追加利用等についても前項を準用します。

第5条（宿泊者情報の提出）

1. 利用契約者は、当社の求めに応じて参加者情報を提出するものとします。
2. 宿泊を伴う場合、当社は関係法令に基づき宿泊者名簿の提出を求めます。
3. 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者については、国籍及び旅券番号の記載並びに旅券の提示を求めます。

第 6 条（利用契約締結の拒否）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みをお断りすることがあります。

- ① 法令又は公序良俗に反する利用
- ② 暴力団その他反社会的勢力との関係が認められる場合
- ③ 施設運営又は近隣環境に支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 利用目的が当施設の趣旨に著しく反する場合
- ⑤ その他当社が不適切と判断した場合

第 7 条（利用契約者による解除）

1. 利用契約者は、当社に通知することにより利用契約を解除できます。
2. 利用契約者が利用契約を解除する場合、申込書、見積書又は別途定めるキャンセルポリシーに基づきキャンセル料を支払うものとします。
3. 外部講師費、食材費その他既に発生した実費については別途請求できるものとします。

第 8 条（当社による解除）

1. 当社は、次のいずれかの場合、催告なく利用契約を解除することができます。
 - ① 本約款違反
 - ② 利用料金等の未払い
 - ③ 不正又は虚偽申告
 - ④ 危険行為又は迷惑行為
 - ⑤ 反社会的勢力との関係が判明した場合
 - ⑥ その他施設運営上支障が生じる場合
2. 当社は、地震、台風、洪水、火事、感染症の蔓延、停電、水道の停止、当施設又は当施設内の設備の故障その他のやむをえない事情により、参加者が安全かつ快適に当施設に滞在し、研修等に参加することが困難となる事由が生じたときは、利用契約を解除又は変更することができます。この場合、当社は、未提供となったサービスに対応する利用料金を返金するものとします。ただし、利用契約者又は参加者に生じた交通費、当施設以外の宿泊費、代替手配費用、逸失利益その他の損害について、当社は補償又は賠償の責任を負わないものとします。

第 9 条（施設利用）

1. 参加者は当社が指定する利用時間及び利用方法を遵守するものとします。
2. 利用時間を超えて利用した場合、追加料金が発生することがあります。
3. 参加者は施設内の利用規則を遵守するものとします。

第 10 条（利用料金及び支払い）

1. 利用料金は申込書、見積書又は当社が提示する条件によるものとします。
2. 利用契約者は当社指定の方法で支払うものとします。

3. 利用契約者の都合により利用しなかった場合でも利用料金の支払義務は免れません。

第 11 条（研修等の内容変更）

当社は、天候、災害、講師の急病その他やむを得ない事由がある場合、利用契約者と協議の上、研修等の内容、講師、会場その他実施条件を合理的な範囲で変更できるものとします。

第 12 条（知的財産権等）

1. 当社又は正当な権利者が提供する資料、映像、写真、プログラムその他コンテンツ（以下「コンテンツ等」といいます）に関する知的財産権は当社又は権利者に帰属します。
2. 利用契約者及び参加者は、コンテンツ等を当社の承諾なく複製、公開、転載、配信その他の利用を行ってはなりません。

第 13 条（撮影・録音・配信）

1. 利用契約者及び参加者は、当社の事前承諾なく研修内容の録音、録画、配信又は商業利用を行ってはなりません。
2. 当施設を広告、CM、番組制作、映画制作その他の撮影のために利用する場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。
3. 当社は、撮影内容又は利用方法によっては、利用をお断りすることがあります。

第 14 条（秘密保持）

1. 当社及び利用契約者は、利用契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者へ漏えいしないものとします。
2. 本条は利用契約終了後も有効に存続します。

第 15 条（当社の責任）

1. 当社は、その責めに帰すべき事由により利用契約者又は参加者に損害を与えた場合、法令の定めに従い賠償責任を負います。
2. 当社は、利用契約者内部又は参加者相互間の紛争について責任を負いません。
3. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が負う損害賠償責任の総額は、当該利用契約に基づき受領した利用料金総額を上限とします。

第 16 条（持込物・貴重品）

1. 持込物、貴重品、機材その他の物品の管理は、利用契約者及び参加者の責任で行うものとします。
2. 当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、紛失、盗難又は毀損について責任を負いません。

第 17 条（研修資材等の送付及び忘れ物の保管）

1. 利用契約者が研修資料、備品、展示物、機材その他の物品（以下「研修資材等」といいます）を事前に当施設へ送付する場合は、あらかじめ当社の承諾を得るものとし、当社が指定する方法、日時及び送付先に従うものとしします。
2. 利用契約者又は参加者の手荷物、携帯品、研修資材等その他の物品が当施設に残置又は置き忘れられていた場合で、所有者が判明するときは、当社は当該所有者に連絡し、その指示を求めるものとしします。
3. 当社は、前項の物品について、相当期間保管した後も所有者からの指示がない場合は、返送、廃棄その他当社が適当と判断する方法により処分することができるものとしします。この場合に生じる費用は利用契約者の負担としします。
4. 当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本条に基づく物品の保管、返送又は処分に関して責任を負わないものとしします。

第 18 条（駐車場の利用）

1. 利用契約者及び参加者が当施設の駐車場を利用する場合、当社は駐車場所を提供するものであり、車両の保管又は管理を行うものではありません。
2. 当社は、盗難、事故、破損その他駐車場内において発生した損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとしします。
3. 利用契約者又は参加者の故意又は過失により当施設、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、利用契約者はその責任と費用においてこれを解決するものとしします。

第 19 条(損害賠償)

利用契約者、参加者、講師、委託先その他利用契約者の関係者の故意又は過失により、当施設、設備、備品その他当社又は第三者に損害が生じた場合、利用契約者はその損害を賠償するものとしします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

利用契約者は、自ら及び参加者が反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するものとしします。

第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 利用契約及び本約款は日本法に準拠します。
2. 利用契約及び本約款に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

株式会社良品計画

2026 年 8 月 1 日制定